

賛助会員および賛助会費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人光産業技術振興協会（以下「この法人」という。）定款第47条の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の地位)

第2条 賛助会員は、この法人の目的を達成するため必要な事業の遂行を援助するとともに、この法人の諸施設並びに調査、研究及び開発の成果の利用並びに刊行物の配布等の便宜を受けることができる。

(入 会)

第3条 賛助会員として入会しようとするものは、この法人に入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(退 会)

第4条 賛助会員で退会しようとするものは、この法人に退会届を提出しなければならない。

(賛助会費)

第5条 賛助会員は、1口以上の賛助会費を本財団に納入するものとする。

- 2 1口の金額は、1事業年度につき360,000円とする。
- 3 賛助会費は、毎事業年度の4月末に年会費を納入するものとする。ただし、賛助会員が分割納入を希望する場合は、毎事業年度の4月末、10月末までにそれぞれ年会費の2分の1ずつ又は毎事業年度の4月末、7月末、10月末及び1月末までにそれぞれ4分の1ずつを納入することができる。
- 4 事業年度開始後6月以上を経過して入会した賛助会員については、当該事業年度分の賛助会費を所定の金額の半額とすることができる。
- 5 賛助会員が退会した場合は、既に納入した賛助会費は返還しない。

(会費の使途)

第6条 前条の会費は、毎事業年度において一般財団法人における公益目的支出計画上の収支予算の事業別区分経理の法人会計に配賦する。

附 則

- 1 この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第3条の定めにかかわらず、設立の登記の前日に特例財団法人光産業技術振興協会の賛助会員であったものはこの法人の賛助会員とする。